

厚生労働省 教育訓練給付制度について【概要】

制度

一般教育訓練制度では、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（上限10万円）を支給

全日本建築士会の一般教育訓練給付制度指定講座

次の8つの講座が対象です。

- ① 一級建築士 設計製図受験講座（通学）
- ② 二級建築士 設計製図受験講座（通学）
- ③ 一級建築士 長期設計製図講座（通学）
- ④ 一級建築士 長期設計製図講座（通信）
- ⑤ 一級建築士 長期設計製図講座（併用）
- ⑥ 二級建築士 長期設計製図講座（通学）
- ⑦ 二級建築士 長期設計製図講座（通信）
- ⑧ 二級建築士 長期設計製図講座（併用）

修了認定基準

[通学講座の場合]

- 出席率：全課程の70%以上
- 修了認定試験：模擬試験の評価60%以上

[通信講座の場合]

- 添削課題をすべて期間内に提出し、かつ模擬試験の正解率60%以上

支給手続

申請手続きは本人が行います。下記の書類を本人の居住地を管轄するハローワークに提出してください。受講終了日の翌日から起算して一か月以内です。

(必要書類)

- | | |
|--------------|---|
| ①教育訓練修了証明書 | 当校より発行 |
| ②教育訓練経費領収書 | 当校より発行 |
| ③教育訓練給付支給申請書 | 受講者本人が必要事項を記入し提出 |
| ④雇用保険被保険者証 | 雇用保険受給資格者証でも可能（コピー可） |
| ⑤公的証明書 | 本人氏名・本人住所が証明できるもの
(運転免許証・住民票の写し・保険証など) |

詳しくは以下をご参照ください。

- * すべての受講者が支給を受けられるものではありません。
- * ご利用を希望される方は、講座のお問い合わせ、申込み時にあらかじめ申し出ください。
- * なお支給要件の詳細については、ハローワークにてご確認ください。